

箱根町の主な財源について

No.	項目	頁
1	固定資産税の状況	1～6
2	ふるさと納税の状況	7～10
3	入湯税の状況	11～14
4	受益者負担の状況	15～17

第2回箱根町行財政運営を考える町民会議資料

平成28年10月14日（金）

1 固定資産税の状況

(1) 固定資産税の概要

区分	内 容
固定資産税とは	固定資産（土地・家屋・償却資産）と市町村の行政サービスとの間にある受益関係に着目し、その資産価値に応じて算出した税額を毎年納めていただく税金です。
固定資産税を納める人は	毎年1月1日に固定資産を所有している方に納めていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地、家屋の所有者とは、法務局の登記簿に記載されている方をいい、登記されていない家屋は、町に申請し登録されている方を所有者としています。 ・ 償却資産の所有者は、町に申請し登録されている方となります。
税額はどうやって決めるの	<p>固定資産の評価を行い、評価額を決定します</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>① 土地、家屋の評価額は3年に1度見直すこととされ、土地の利用状況の変更や家屋の増改築などがあった場合を除き、その価格を3年間据え置きます。 事業用資産である償却資産については、毎年1月1日現在の状況を1月31日までに申告していただき、それに基づいて価格を算出します。</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>② 固定資産の評価額から、納めていただく税金の基礎となる課税標準額を算出します。 （課税標準額は法律で定められた計算式で算出します）</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 課税標準額に税率を乗じて、納めていただく税額を計算します。 $\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} \text{ (固定資産税 1.4\% 平成30年度まで1.58\%)}$</p> </div>
「評価替え」とは	固定資産の土地と家屋の評価額は、国が定めた固定資産評価基準に基づいて3年に1度見直しを行います。これを固定資産の「評価替え」といいます。 平成27年度に評価替えを行い、決定された土地・家屋の評価額は、原則として平成29年度まで据え置かれます。
評価額は3年間変わらないの	土地の地目変換や家屋の増改築などがあった場合には、新たに評価を行い、価格が決定されます。 また、土地の価格については、地価の下落により価格の据え置きが適当でない場合には、価格の修正を行っています。

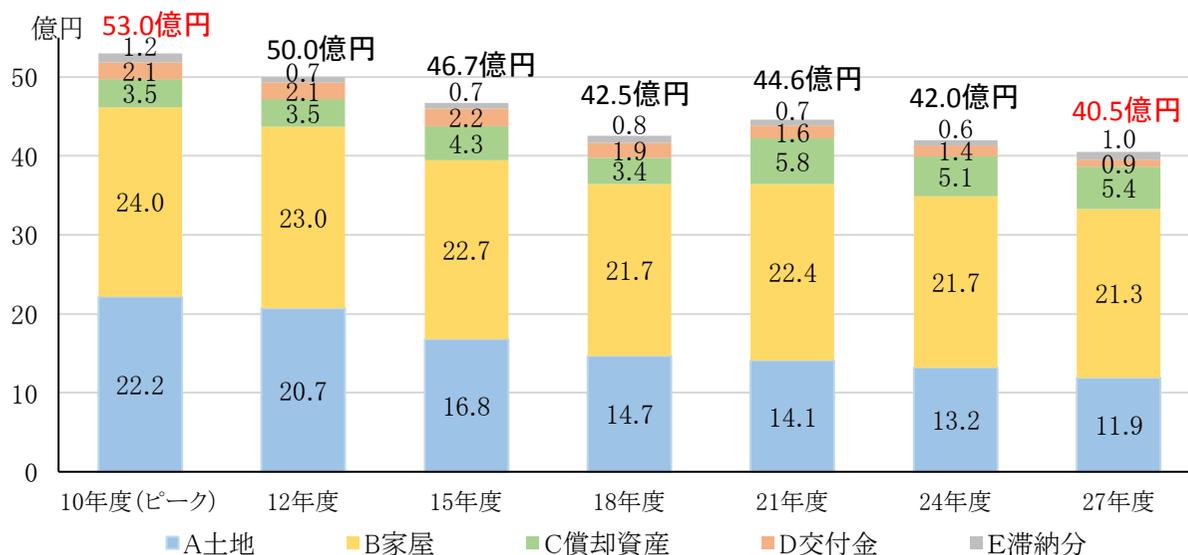
1 固定資産税の状況

(2) 決算額の推移（平成10～27年度）

単位：億円

科目	平成10年度 (ピーク)	平成12年度 (評価替)	平成15年度 (評価替)	平成18年度 (評価替)	平成21年度 (評価替)	平成24年度 (評価替)	平成27年度 (評価替)
固定資産税 (増減額)	53.0 —	50.0 ▲3.0	46.7 ▲3.3	42.5 ▲4.2	44.6 2.1	42.0 ▲2.6	40.5 ▲1.5
現年度分 (増減額)	51.8 —	49.3 ▲2.5	46.0 ▲3.3	41.7 ▲4.3	43.9 2.2	41.4 ▲2.5	39.5 ▲1.9
A 土地 (増減額)	22.2 —	20.7 ▲1.5	16.8 ▲3.9	14.7 ▲2.1	14.1 ▲0.6	13.2 ▲0.9	11.9 ▲1.3
B 家屋 (増減額)	24.0 —	23.0 ▲1.0	22.7 ▲0.3	21.7 ▲1.0	22.4 0.7	21.7 ▲0.7	21.3 ▲0.4
C 償却資産 (増減額)	3.5 —	3.5 0.0	4.3 0.8	3.4 ▲0.9	5.8 2.4	5.1 ▲0.7	5.4 0.3
D 交付金 (増減額)	2.1 —	2.1 0.0	2.2 0.1	1.9 ▲0.3	1.6 ▲0.3	1.4 ▲0.2	0.9 ▲0.5
E 滞納繰越分	1.2	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6	1.0

出典：各年度決算概要



● 固定資産税の特徴

- (2) 27年度の固定資産税の総額は、40.5億円。平成10年度のピーク53億円から▲12.5億円、▲23.6%減少している。
- 平成10年度以降に6回あった3年毎の評価替えのうち5回は、前回は2～4億円減収している。
 - この内訳は、土地は全て6回全てマイナス、家屋は6回中5回マイナスであることが主な要因である。
 - 特に土地は、平成10年度の22.2億円から27年度は11.9億円と▲10.3億円、▲46.4%減少している。

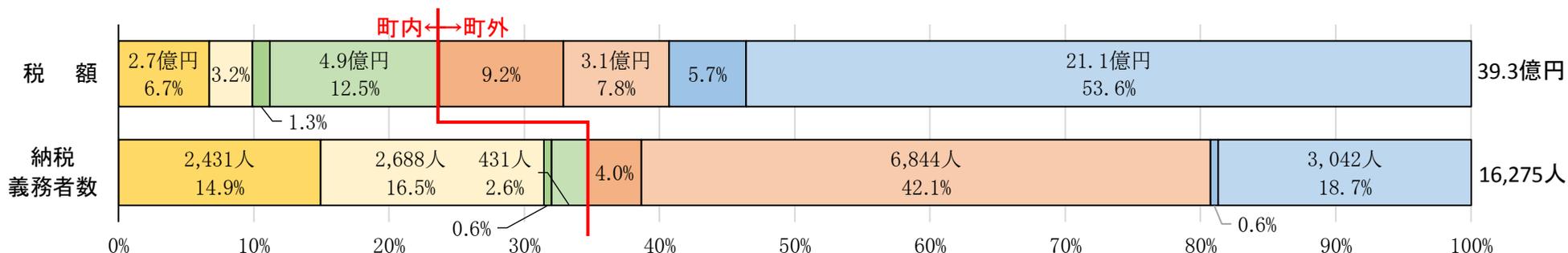
1 固定資産税の状況

(3) 固定資産税の構成割合

区分	主な使用例	平成27年度（当初賦課ベース）					
		税額	割合※2	納税義務者数	割合		
町内	個人	① 住居	町民の住宅、共同住宅、店舗併用住宅	2.7億円	6.7%	2,431人	14.9%
	個人	② 住居以外	店舗、事務所、旅館など	1.2億円	3.2%	2,688人	16.5%
	法人	③ 住居	寄宿舎、寮、アパートなど	0.5億円	1.3%	91人	0.6%
	法人	④ 住居以外	店舗、事務所、旅館・ホテルなど（主に事業用資産）	4.9億円	12.5%	431人	2.6%
		計		9.3億円	23.7%	5,641人	34.6%
町外	個人	⑤ 住居	賃貸物件等、セカンドハウス※1	3.6億円	9.2%	653人	4.0%
	個人	⑥ 住居以外	別荘、分譲マンション、会員制リゾートマンション、店舗、事務所、旅館など	3.1億円	7.8%	6,844人	42.1%
	法人	⑦ 住居	寄宿舎、寮、アパート、賃貸物件など	2.2億円	5.7%	95人	0.6%
	法人	⑧ 住居以外	店舗、事務所、旅館・ホテル、保養所など（主に事業用資産）	21.1億円	53.6%	3,042人	18.7%
		計		30.0億円	76.3%	10,634人	65.4%
合計		計		39.3億円	100.0%	16,275人	100.0%

※1… 月1回以上の利用がある家屋については、住居扱いにすることと総務省から通達された経緯がある。現在、所有者の申告により月1回以上の利用実績がある家屋の敷地は、住宅用地と同様の軽減を適用している。

※2… 税額の割合は、千円単位の数値をもとに計算している。



● 構成割合の特徴

- (3) 税額・納税義務者数ともに、約3割が町内、約7割が町外となっている。
- 最大の特徴は、事業用資産の割合が高いことであり、納税義務者数では2割に満たない（18.7%）町外法人が、税額ベースでは、21億円と全体の5割を占めており、固定資産税収入の根幹をなしている。
 - さらに、町内法人分の事業用資産を加えると、その割合は、1/5（18.7+2.6=21.3%）の納税義務者で税額の2/3（53.6+12.5=66.1%）を占めている。
 - 個人の住居以外の利用形態が、町内外合わせて約6割（16.5+42.1=58.6%）を占めており、その大半はリゾートマンションや別荘として利用している町外者であり、主に箱根町に居住している町内個人の割合は、14.9%と相対的に低い。

1 固定資産税の状況

(4) 固定資産税の構成割合（推移）

区分	主な使用例	税額（億円）			納税義務者数（人）					
		21年度	24年度	27年度	21年度	24年度	27年度			
税額 (億円) ・ 件数	町内	個人	① 住居	町民の住宅、共同住宅、店舗併用住宅	2.9	2.8	2.7	2,446	2,446	2,431
			② 住居以外	店舗、事務所、旅館など	1.5	1.4	1.2	2,909	2,803	2,688
		法人	③ 住居	寄宿舍、寮、アパートなど	0.7	0.5	0.5	105	105	91
			④ 住居以外	店舗、事務所、旅館・ホテルなど（主に事業用資産）	5.5	5.3	4.9	484	450	431
	計			10.6	10.0	9.3	5,944	5,804	5,641	
	町外	個人	⑤ 住居	賃貸物件等、セカンドハウス	3.6	3.5	3.6	587	618	653
			⑥ 住居以外	別荘、分譲マンション、店舗、事務所、旅館など	3.6	3.4	3.1	6,886	6,965	6,844
		法人	⑦ 住居	寄宿舍、寮、アパート、賃貸物件など	2.3	2.2	2.2	145	140	95
⑧ 住居以外			店舗、事務所、旅館・ホテル、保養所など（主に事業用資産）	23.6	22.0	21.1	3,271	3,096	3,042	
計			33.1	31.1	30.0	10,889	10,819	10,634		
合計			43.7	41.1	39.3	16,833	16,623	16,275		
増減率 (%) ※	町内	個人	① 住居	町民の住宅、共同住宅、店舗併用住宅	—	▲4.7	▲4.1	—	0.0	▲0.6
			② 住居以外	店舗、事務所、旅館など	—	▲5.1	▲13.2	—	▲3.6	▲4.1
		法人	③ 住居	寄宿舍、寮、アパートなど	—	▲19.3	▲8.7	—	0.0	▲13.3
			④ 住居以外	店舗、事務所、旅館・ホテルなど（主に事業用資産）	—	▲5.0	▲6.8	—	▲7.0	▲4.2
	計			—	▲5.9	▲7.1	—	▲2.4	▲2.8	
	町外	個人	⑤ 住居	賃貸物件等、セカンドハウス	—	▲2.6	2.5	—	5.3	5.7
			⑥ 住居以外	別荘、分譲マンション、店舗、事務所、旅館など	—	▲6.9	▲9.0	—	1.1	▲1.7
		法人	⑦ 住居	寄宿舍、寮、アパート、賃貸物件など	—	▲1.6	0.7	—	▲3.4	▲32.1
⑧ 住居以外			店舗、事務所、旅館・ホテル、保養所など（主に事業用資産）	—	▲6.9	▲4.2	—	▲5.4	▲1.7	
計			—	▲6.0	▲3.6	—	▲0.6	▲1.7		
合計			—	▲6.0	▲4.4	—	▲1.2	▲2.1		

※増減率は、千円単位の数値をもとに計算している

● 構成割合（推移）の特徴

- (4) 過去3回の評価替え時の推移を見ると、税額については、24・27年度でほぼすべての区分でマイナスであるが、27年度の町外個人・法人の住居で+2.5%・+0.7%の増となっていることが特徴である。
- 27年度における町外個人の住居増については、非住居となる別荘等の大幅減からも分かる通り、相対的にセカンドハウス需要が高まったことが要因と考えられる。（住居は約900万円増に対し、非住居は約3,000万円減）
 - 町外法人の住居増については、非住居であった家屋を大手観光業者の職員寮としたことが要因と考えられる。

1 固定資産税の状況

(5) 事業所数の推移（平成18～26年度）【参考】

単位：件・％

産業別区分	平成18年		平成21年		平成24年		平成26年	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
飲食店、宿泊業	700	44.2	726	44.3	641	45.7	622	42.0
卸売・小売業	285	18.0	263	16.0	226	16.1	239	16.1
その他サービス業※	182	11.5	201	12.3	175	12.5	190	12.8
不動産業	99	6.2	115	7.0	94	6.7	125	8.4
建設業	121	7.6	129	7.9	120	8.5	112	7.6
その他	198	12.5	205	12.5	147	10.5	194	13.1
計	1,585	100.0	1,639	100.0	1,403	100.0	1,482	100.0

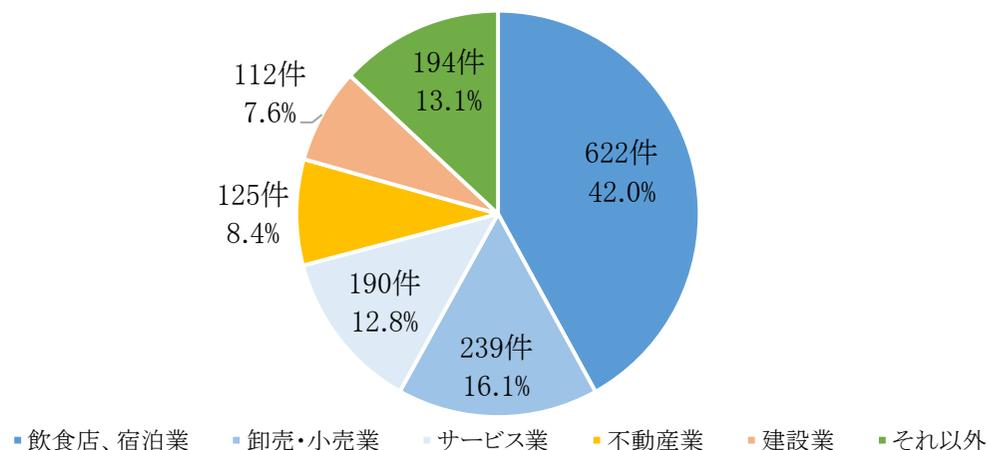
※ その他サービス業（他に分類されないもの）の例…宗教、廃棄物処理業、自動車整備業など

出典：事業所・企業統計調査（H18）

経済センサス（H21, H24, H26）

（経済センサスは基本調査と活動調査を交互に行う。活動調査時（24年）では公務を行う事務所が調査対象外）

産業別事業所数（平成26年）



● 事業所数（推移）の特徴

- (5) 事業所数については、飲食店、宿泊業が、約4割を超えており、これに卸売・小売業を加えると約6割を占めている。
- ・ さらに、その他サービス業が12.8%、不動産業が8.4%、建設業が7.6%で、これらを含めると約9割を占めている。
 - ・ その他は、医療・福祉や農林漁業などで、個々の割合は5%未満であり、観光業とその関連産業の割合が非常に高くなっている。

1 固定資産税の状況

(6) 主な固定資産税に係る軽減措置

区 分	主 な 内 容	
住宅用地の特例措置 (全国一律) 実施：昭和48年度～	住宅やアパート等の敷地として利用されている土地（住宅用地）については、その面積により小規模住宅用地と一般住宅用地に区分され、次のような特例措置があり、税金が軽減されています。	
	小規模住宅用地（面積が200㎡までの部分）	固定資産税評価額 1 / 6
	一般住宅用地（面積が200㎡を超える部分）	固定資産税評価額 1 / 3
旅館ホテルの基準の見直し (全国一律) 実施：平成27年度～	項 目	内 容
	目的	ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価を建物の実態に即したものするため、国基準の見直しが行われたもの
	見直し内容	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造のホテル・旅館用家屋の経過年数を短縮（50年→45年）
	対 象	納税義務者数：382件、対象数：998棟
	影響額	平成27年度固定資産税影響額 ▲8,600万円
緑の減税 実施：昭和51年度～	項 目	内 容
	目的	豊かな自然環境を保全し、地域住民の生活環境と福祉の向上に資することともに、内外の観光客の希求する自然景観を保持して、名実ともに国立公園「箱根」として快適な観光保養地の形成を位置付けるため
	減免範囲	用途地域の指定のない区域に所在する「山林」、「原野」、「池沼」
	減免方法	対象土地の固定資産税額の1/2
	減免対象	395筆 109万㎡
	減免規模	平成27年度 減免額 151万円
旅館・ホテルの軽減措置 実施：昭和32年度～	項 目	内 容
	目的	国際観光の振興に寄与するため、外客宿泊施設について登録制度を実施してこれらの施設の整備を図り、あわせて外客に対する登録ホテル等に関する情報の提供を促進する等の措置を行っており、登録ホテル・旅館に対しては、各自治体の判断により、固定資産税の不均一課税を行うことができる。
	対象範囲	国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けた旅館・ホテルに対して課される税率（家屋のみ）
	軽減方法	課税初年度：50%軽減、第2年度：40%軽減、第3年度：30%軽減、第4年度：20%軽減、第5年度以降：10%軽減
	軽減対象	納税義務者数：30件、対象数：39棟
	軽減規模	平成27年度 軽減額 2,380万円

2 ふるさと納税の状況

(1) 決算額の推移（平成20～27年度）

科目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ふるさと納税…①	32万円	26万円	6万円	30万円	180万円	221万円	548万円	5億3,760万円
（件数）	（4）	（2）	（1）	（3）	（7）	（7）	（17）	（3,887）
経費…②	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	2億1,922万円
差引き（③=①-②）	32万円	26万円	6万円	30万円	180万円	221万円	548万円	3億1,838万円
（参考）町民の他市町村への寄付に伴う税額控除	3万円	4万円	1万円	75万円	21万円	15万円	54万円	229万円

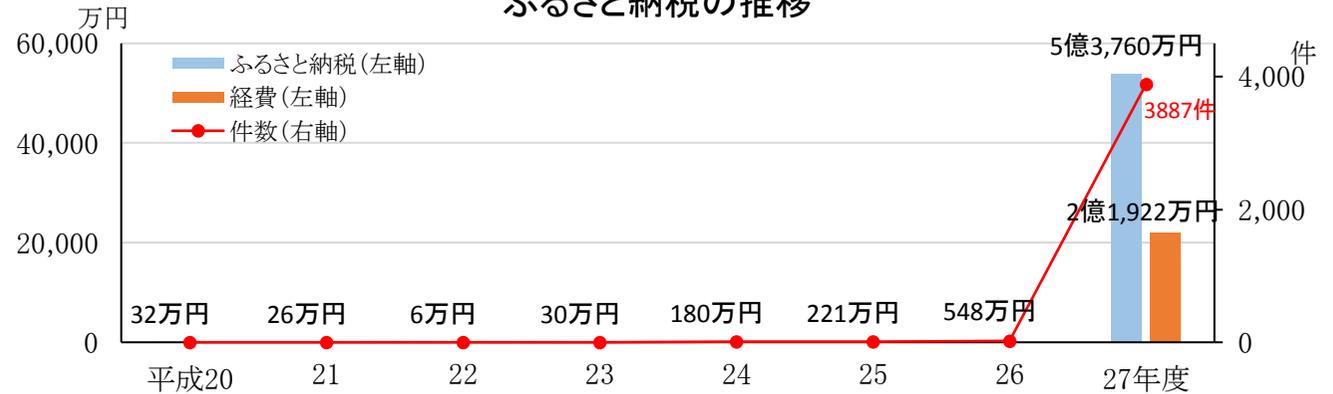
出典：決算額…町各年決算書、ふるさと納税件数…財務課資料、町民の他市町村への寄付に伴う税額控除…税務課資料

(2) 27年度月別寄付状況

期間	寄付金額	寄付件数
27年 9月	2,177万円	177
27年10月	4,937万円	395
27年11月	6,041万円	556
27年12月	1億6,096万円	1,169
28年 1月	2億3,056万円	1,453
28年 2月	602万円	61
28年 3月	852万円	76
計	5億3,760万円	3,887

出典：町ホームページ

ふるさと納税の推移



● ふるさと納税の特徴

- ふるさと納税制度は、国が主導して20年度に創設され、27年度には、ふるさと納税枠（控除額）の2倍への引き上げやワンストップ特例など制度の拡充が行われた。
 - 町へのふるさと納税額は、23年度まで50万円以下で推移していたが、24年度からは、関係団体の厚意により提供された観光施設優待券などを謝礼品とする運用を始めたところ100万円超となった。
 - 27年9月の制度リニューアル以降は、謝礼品の充実やクレジットカード決済の導入効果とともに、大涌谷火山活動活潑化に対する応援もあり、27年度のふるさと納税額は5.4億円となった。ただし、謝礼品等の経費として2.2億円を要したため、実質的な寄付額は、3.2億円となっている。
- 27年度の月別寄付額は、制度の特性から11月・12月が多い。なお、1月分が最も多いのは、クレジットカード決済分の影響（入金確認のタイミング）によるものである。

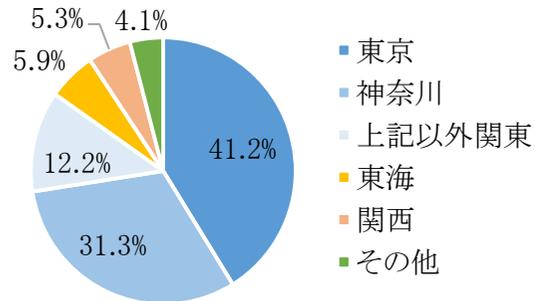
2 ふるさと納税の状況

(4) 27年度寄付者内訳（所在地）

地域	件数(件)	割合
東京	1,601	41.2%
神奈川	1,218	31.3%
上記以外関東	476	12.2%
東海	229	5.9%
関西	205	5.3%
その他	158	4.1%
計	3,887	100.0%

出典：財務課資料

寄付者内訳(地域別)

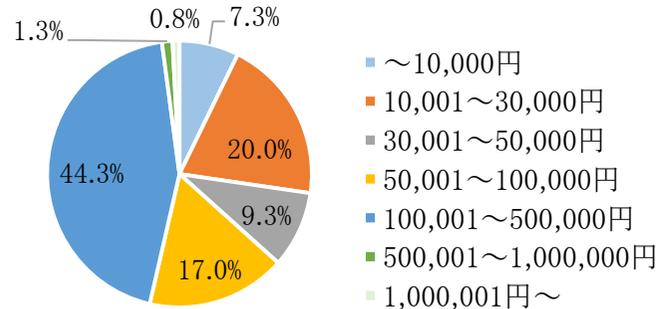


(5) 27年度寄付者内訳（金額別）

金額	件数(件)	割合
～10,000円	283	7.3%
10,001～30,000円	779	20.0%
30,001～50,000円	362	9.3%
50,001～100,000円	662	17.0%
100,001～500,000円	1,722	44.3%
500,001～1,000,000円	50	1.3%
1,000,001円～	29	0.8%
計	3,887	100.0%
1件当たり平均寄付額	138,306円	

出典：財務課資料

寄付者内訳(金額別)



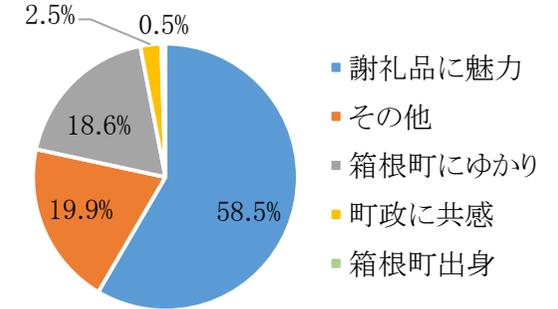
(6) 寄付をした理由

理由	件数(件)	割合
謝礼品に魅力	1,724	58.5%
その他	586	19.9%
箱根町にゆかり	548	18.6%
町政に共感	75	2.5%
箱根町出身	15	0.5%
計	2,948	100.0%

出典：財務課資料

※ ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」申込みフォームのアンケート回答数であるため、寄付件数とは一致しない

寄付をした理由



● 寄付者の特徴①

- (4) 寄付者の所在地は、東京都が約4割、神奈川県内が3割、その他関東圏が1割と約8割を占め、大半が関東近郊からの寄付である。
- (5) 1件あたりの寄付額は、10～50万円が44%、5～10万円が17%と約6割を占め、1件あたりの平均寄付額も13万8千円となっており、高額寄付者の割合が高いことが特徴となっている。
- (6) 寄付をした理由は、謝礼品に魅力が6割を占めており、次いで「その他」と「箱根町にゆかり」がそれぞれ2割を占めている。

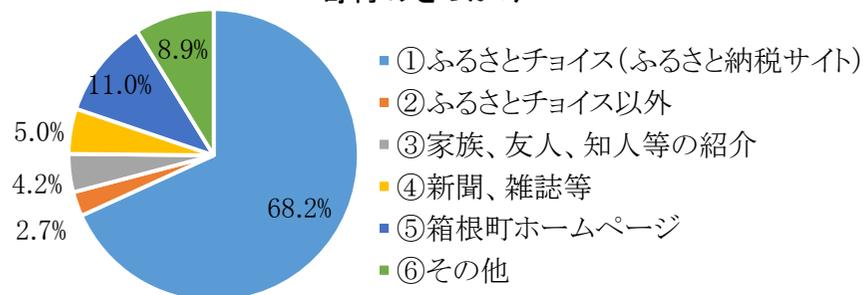
2 ふるさと納税の状況

(7) 27年度寄付者内訳（寄付のきっかけ）

区分	回答数	割合
① ふるさとチョイス （ふるさと納税サイト）	2,019	68.2%
② ふるさとチョイス以外	80	2.7%
③ 家族、友人、知人等の紹介	125	4.2%
④ 新聞、雑誌等	148	5.0%
⑤ 箱根町ホームページ	325	11.0%
⑥ その他	262	8.9%
計	2,959	100.0%

出典：財務課資料

寄付のきっかけ

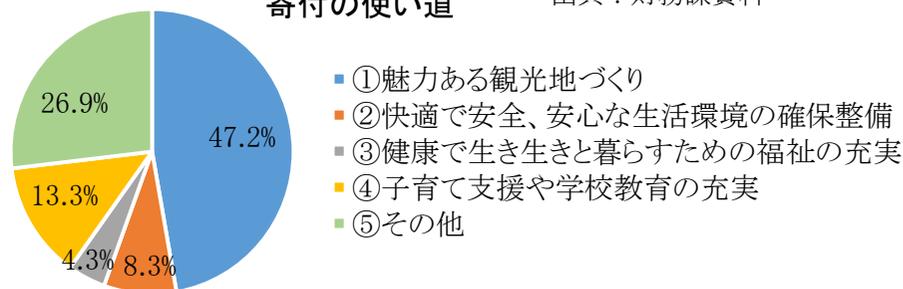


(8) 27年度寄付者内訳（寄付の使い道）

使い道	寄付額	割合
① 魅力ある観光地づくり	1億4,820万円	47.2%
② 快適で安全、安心な生活環境の確保整備	2,602万円	8.3%
③ 健康で生き生きと暮らすための福祉の充実	1,358万円	4.3%
④ 子育て支援や学校教育の充実	4,162万円	13.3%
⑤ その他	8,437万円	26.9%
計	3億1,378万円	100.0%
（参考）指定寄付分	460万円	
合計	3億1,838万円	

出典：財務課資料

寄付の使い道



(9) 全国市町村実績（27年度決算額）

順位	市町村名	寄付金額	件数	主な返礼品
1	宮崎県都城市	42.3億円	288,338	肉類
2	静岡県焼津市	38.3億円	138,903	魚介類
3	山形県天童市	32.3億円	181,295	肉類、果物類
4	鹿児島県大崎町	27.2億円	63,731	肉類
5	岡山県備前市	27.2億円	33,746	家電など
64	神奈川県箱根町	5.4億円	3,887	宿泊クーポン等

出典：ふるさと納税に関する現況調査結果（28年6月総務省）

● 寄付者の特徴②

- (7) 寄付のきっかけは、ふるさと納税サイトが68%、町ホームページが11%と約8割がホームページの閲覧を寄付のきっかけとしている。
 (8) 寄付の使い道の意向については、「魅力ある観光地づくり」が約5割を占め、次いで「町長にお任せ」が3割弱となっている。

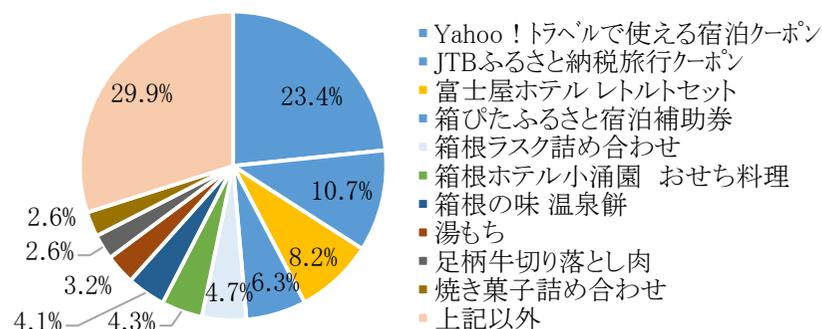
2 ふるさと納税の状況

(10) 27年度謝礼品注文状況

順位	品名	注文数	割合
1	Yahoo!トラベルで使える宿泊クーポン	1,000	23.4%
2	JTBふるさと納税旅行クーポン	456	10.7%
3	富士屋ホテル レトルトセット	352	8.2%
4	箱びたふるさと宿泊補助券	267	6.3%
5	箱根ラスク詰め合わせ	200	4.7%
6	箱根ホテル小涌園 おせち料理	185	4.3%
7	箱根の味 温泉餅	174	4.1%
8	湯もち	136	3.2%
9	足柄牛切り落とし肉	113	2.6%
10	焼き菓子詰め合わせ	112	2.6%
	上記以外	1,278	29.9%
	計	4,273	100.0%

出典：財務課資料

謝礼品注文状況



● 寄付者の特徴③

(10) 謝礼品の注文状況は、宿泊クーポン（1,2位）と宿泊補助券（4位）で4割を占めている。
 この他の10位以内のものは、お菓子が約15%、レトルトセットや足柄牛が約10%のほか、おせちが4%を占めていることが特徴である。
 (11) ふるさと納税の申し込み時に寄せられた応援メッセージの一部を抜粋したもの。

(11) 応援メッセージ

年月	応援メッセージ
27年9月	箱根山の噴火が気になります。安全情報を適切に流して、風聞に影響されない観光地としてください。応援しています。
27年10月	同じ神奈川県。TV等の報道から窮状が分かりました。こういう時こそ、次代を担う子ども達の教育を大切にして頂き、子ども達が災害に負けない笑顔が見たいものです。そして、将来箱根町に戻り、未来の箱根町を築いて欲しいと願っています。楽しみにしています。
27年11月	箱根に行って来たと言われるだけで、いいなと思わせるブランド力があり、日本を代表するリフレッシュできる温泉、魅力ある観光地。
27年12月	学生の頃によく遊びに行きました。社会人になってからも、温泉に入りに行っています。火山活動が心配ですが、大涌谷など地球が生きていることを実感出来る場所も好きです。早く落ち着くといいですね。
28年1月	温泉に浸かりながら納税できるなんてかなり素敵な事ですね！！箱根は昔から大好きな場所です。今後とも応援していきます！！
28年2月	箱根に遊びに行くために昨年に続き寄付しました。魅力ある観光地を維持・発展させていただきたいと思っています。
28年3月	箱根の温泉旅館に泊まることを楽しみに、毎日の仕事をがんばっているというくらい箱根が好きです。火山活動の件で、観光業に影響があるかと存じますので、少しでも助けになればと思い、些少ですが寄付させていただきます。謝礼の品は、また箱根に行ったときに、購入させていただければと存じます。

※ ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」申込みフォームで「ホームページ掲載同意あり」の中から町HPに掲載されているものを抜粋。

3 入湯税の状況

(1) 入湯税の概要

区分	内 容																										
入湯税とは	入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対して入湯客に課税するものです。																										
入湯税の納税義務者は	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場における入湯客です。 鉱泉浴場とは、原則として温泉法で規定する温泉を利用する浴場をいいますが、同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等、一般的に鉱泉浴場と認識されるものも含まれます。 																										
入湯税の税率は	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税の税率は、地方税法により入湯客一人一日について、150円を標準とするものと定められています。 入湯税は、目的税※1ですので制限税率※2は法で定められていないため、その市町村の財政事情により150円を超える超過税率を採用することができます。 <p>本町の入湯税の税率</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊を伴うもの（宿泊客）</td> <td style="text-align: center;">150円</td> </tr> <tr> <td>宿泊を伴わないもの（日帰り客）</td> <td style="text-align: center;">50円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">※1 目的税＝その税の収入を充てる支出目的が特に定められている税 ※2 制限税率＝地方税法の定める税率以下の税率によらなければならないもの。</p>	区分	税率	宿泊を伴うもの（宿泊客）	150円	宿泊を伴わないもの（日帰り客）	50円																				
区分	税率																										
宿泊を伴うもの（宿泊客）	150円																										
宿泊を伴わないもの（日帰り客）	50円																										
入湯税の使い道は	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税は、地方税法に定められている目的税で、鉱泉浴場所在の市町村において、観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用、また、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用に使われます。 <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主な使い道</th> <th style="text-align: center;">主な使い道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 観光の振興に要する費用</td> <td>(4) 消防施設の整備</td> </tr> <tr> <td> ① 観光宣伝事業</td> <td> ① 消防自動車の整備</td> </tr> <tr> <td> ② 観光調査事業</td> <td> ② 消防通報等装置類</td> </tr> <tr> <td>(2) 観光施設の整備</td> <td> ③ 消防水利（防火水槽・消火栓）</td> </tr> <tr> <td> ① 休息所、展望台、遊歩道その他園地施設の整備</td> <td> ④ 消防庁舎など</td> </tr> <tr> <td> ② 総合運動場、テニスコート、プール等の運動設備の整備</td> <td>(5) 鉱泉源の保護管理</td> </tr> <tr> <td> ③ 観光駐車場等の交通設備の整備</td> <td> ① 鉱泉源涵養及び鉱泉源汚染防止のための施設整備</td> </tr> <tr> <td>(3) 環境衛生施設の整備</td> <td> ② 鉱泉集中管理のために必要な施設整備</td> </tr> <tr> <td> ① 一般廃棄物処理施設の整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ② 公衆便所、公衆ごみ容器の整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ③ 簡易水道及び上下水道の整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ④ 廃棄物運搬用の機械化用具など</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主な使い道	主な使い道	(1) 観光の振興に要する費用	(4) 消防施設の整備	① 観光宣伝事業	① 消防自動車の整備	② 観光調査事業	② 消防通報等装置類	(2) 観光施設の整備	③ 消防水利（防火水槽・消火栓）	① 休息所、展望台、遊歩道その他園地施設の整備	④ 消防庁舎など	② 総合運動場、テニスコート、プール等の運動設備の整備	(5) 鉱泉源の保護管理	③ 観光駐車場等の交通設備の整備	① 鉱泉源涵養及び鉱泉源汚染防止のための施設整備	(3) 環境衛生施設の整備	② 鉱泉集中管理のために必要な施設整備	① 一般廃棄物処理施設の整備		② 公衆便所、公衆ごみ容器の整備		③ 簡易水道及び上下水道の整備		④ 廃棄物運搬用の機械化用具など	
主な使い道	主な使い道																										
(1) 観光の振興に要する費用	(4) 消防施設の整備																										
① 観光宣伝事業	① 消防自動車の整備																										
② 観光調査事業	② 消防通報等装置類																										
(2) 観光施設の整備	③ 消防水利（防火水槽・消火栓）																										
① 休息所、展望台、遊歩道その他園地施設の整備	④ 消防庁舎など																										
② 総合運動場、テニスコート、プール等の運動設備の整備	(5) 鉱泉源の保護管理																										
③ 観光駐車場等の交通設備の整備	① 鉱泉源涵養及び鉱泉源汚染防止のための施設整備																										
(3) 環境衛生施設の整備	② 鉱泉集中管理のために必要な施設整備																										
① 一般廃棄物処理施設の整備																											
② 公衆便所、公衆ごみ容器の整備																											
③ 簡易水道及び上下水道の整備																											
④ 廃棄物運搬用の機械化用具など																											

3 入湯税の状況

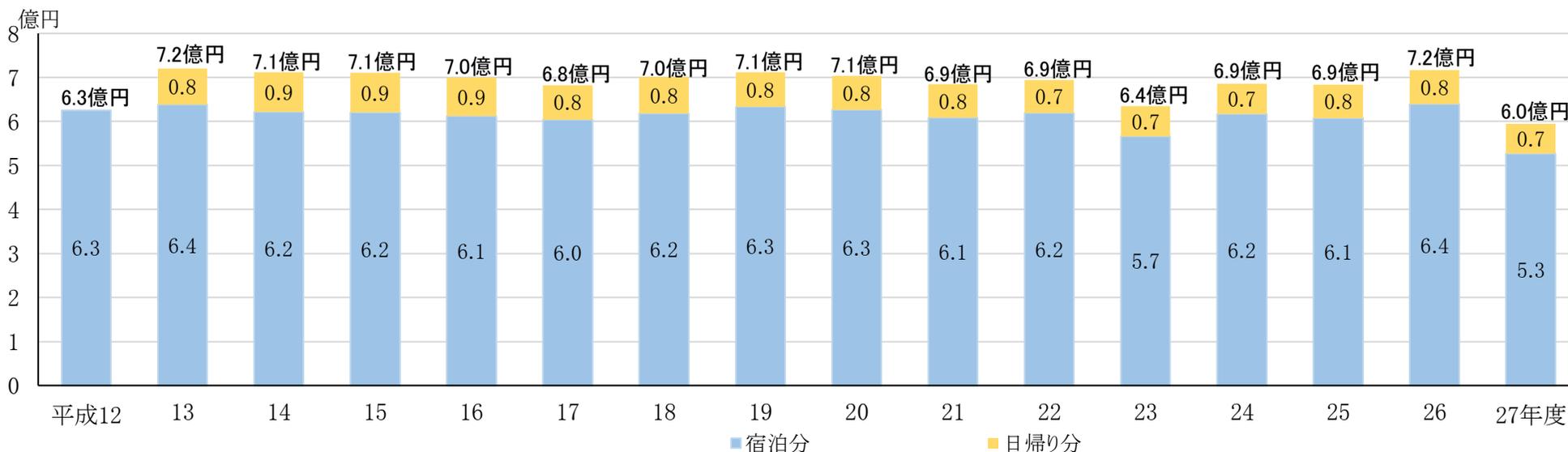
(2) 調定額の推移（平成12～27年度）

単位：億円

科目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
入湯税	6.3	7.2	7.1	7.1	7.0	6.8	7.0	7.1	7.1	6.9	6.9	6.4	6.9	6.9	7.2	6.0
(増減率)	—	15.3	▲ 1.3	▲ 0.1	▲ 1.5	▲ 2.4	2.7	1.5	▲ 1.1	▲ 2.7	1.4	▲ 8.5	8.0	▲ 0.4	4.9	▲ 17.0
宿泊分	6.3	6.4	6.2	6.2	6.1	6.0	6.2	6.3	6.3	6.1	6.2	5.7	6.2	6.1	6.4	5.3
(増減率)	—	2.2	▲ 2.7	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 1.3	2.4	2.4	▲ 1.1	▲ 2.8	1.8	▲ 8.7	8.9	▲ 1.5	5.2	▲ 17.4
日帰り分	0.0	0.8	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.7
(増減率)	—	皆増	9.9	0.3	▲ 2.9	▲ 10.1	5.5	▲ 5.4	▲ 1.5	▲ 1.6	▲ 1.9	▲ 6.9	0.5	9.5	2.2	▲ 13.5

※増減率は、千円単位の数値をもとに計算している

出典：各年度決算概要・税務課資料



● 入湯税の特徴

(2) 13年度から日帰り入湯税として50円課税したことにより0.8億円の増となり、以降調定額は7億円前後で推移している。

- ・ 23年度の減は、東日本大震災、27年度の減は大涌谷火山活動活発化の影響による。
- ・ 宿泊分は、26年度は6.4億円と前年度から0.3億円増加し13年度と同水準となりました。これは、政府主導のビジット・ジャパン事業が強化され、海外での訪日プロモーションが積極的に行われたことなどの影響で外国人旅行者が増加してきたことによります。

3 入湯税の状況

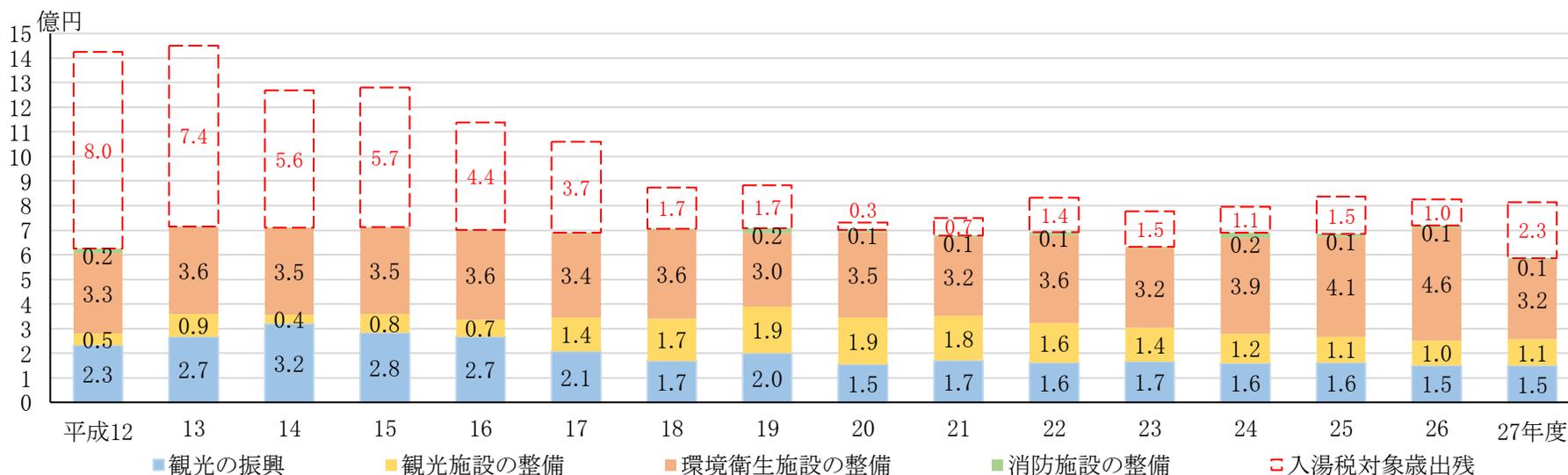
(3) 入湯税の使い道の推移（平成12～27年度）

単位：億円

科目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
観光の振興 ①	2.3	2.7	3.2	2.8	2.7	2.1	1.7	2.0	1.5	1.7	1.6	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5
観光施設の整備 ②	0.5	0.9	0.4	0.8	0.7	1.4	1.7	1.9	1.9	1.8	1.6	1.4	1.2	1.1	1.0	1.1
環境衛生施設の整備 ③	3.3	3.6	3.5	3.5	3.6	3.4	3.6	3.0	3.5	3.2	3.6	3.2	3.9	4.1	4.6	3.2
消防施設の整備 ④	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1
計	6.3	7.2	7.1	7.1	7.0	6.9	7.1	7.1	7.0	6.8	6.9	6.3	6.9	6.9	7.2	5.9
入湯税対象歳出の残	8.0	7.4	5.6	5.7	4.4	3.7	1.7	1.7	0.3	0.7	1.4	1.5	1.1	1.5	1.0	2.3
充当割合																
観光関係(①+②)	45.2%	50.0%	50.0%	50.1%	48.0%	50.0%	48.2%	54.5%	49.4%	51.9%	46.5%	47.8%	40.4%	39.4%	34.9%	43.4%
それ以外(③+④)	54.8%	50.0%	50.0%	49.9%	52.0%	50.0%	51.8%	45.5%	50.6%	48.1%	53.5%	52.2%	59.6%	60.6%	65.1%	56.6%

※充当割合は、千円単位の数値をもとに計算している

出典：各年度決算概要



● 入湯税の使い道（推移）の特徴

- (3) 本町の入湯税は、「観光の振興」、「観光施設の整備」、「環境衛生施設の整備」、「消防施設の整備」の4つの財源としている。
- ・「観光の振興」以外は、施設整備が対象となるため、各年度により若干の増減があるが、概ね観光関係5割、環境衛生施設の整備等で5割としていた。
 - ・ただし、近年は、歳出削減等により、入湯税の対象となる経費も削減しているため、5：5の割合を維持することが難しくなっている。

3 入湯税の状況

(4) 入湯税の使い道（26年度決算）

単位：億円

項目	主な使い道	事業費	特定財源	一般財源		入湯税対象 歳出の残
				入湯税	構成比	
観光の振興 ①	町観光協会補助金、地域観光行事特別助成事業	1.7	0.2	1.5	20.8%	0.0
観光施設の整備 ②	公衆便所整備事業、観光街路灯整備補助金交付事業	1.0	0.0	1.0	14.1%	0.0
環境衛生施設の整備 ③	下水道繰出金、清掃第1プラント施設維持管理事業	5.6	0.0	5.6	63.8%	1.0
消防施設の整備 ④	救急業務高度化推進事業、消防施設等整備事業	1.7	1.6	0.1	1.4%	0.0
計		10.0	1.8	8.2	100.0%	1.0

出典：26年度決算概要・財務課資料

(5) 入湯税と関連財源の使い道について

項目	財源区分	入湯税					ごみ ごみ処理 施設の 管理 運営	ふるさと納税					
		観光 振興に 要する 費用	観光 施設の 整備	環境 衛生 施設の 整備	消 防 施設 の 整備	鉱 泉 源 の 保 護 管 理		魅力 ある 観光 地 づく り	環境 の 確 保 整 備	快 適 な 安 全 な 生 活	た め の 福 祉 の 充 実	健 康 な 生 き か た い 暮 ら す	学 校 教 育 の 充 実
入湯税	目的税	●	●	●	●								
ふるさと納税	寄付金※	○	○	○	○		●	●	●	●	●	●	●
ごみ処理手数料	特定財源			●			●						
固定資産税超過課税	普通税												●

(凡例) ●…本町の対象項目

○…入湯税とふるさと納税の重複項目 [H27, 28年度の充当状況から判断したもの]

※ ふるさと納税については、一部指定寄付があるもの

●入湯税（使い道）の特徴

- (4) 26年度の入湯税の使い道の詳細は、「観光の振興」と「観光施設の整備」は、100%入湯税を財源としており、「環境衛生施設の整備」で約1億円の対象歳出の残があります。
- (5) 入湯税を中心に関連する財源とその使途の関係を整理すると、本町の場合、入湯税は、ふるさと納税、ごみ処理手数料と関連します。
- ただし、ごみ処理手数料は、総処理経費から減価償却費と入湯税充当額を除いているため、ごみ処理手数料を見直ししても影響は生じません。
 - 観光関係の支出に対する財源については、入湯税とふるさと納税など使い道が重複する部分があるため、財源を考える際には、収入面だけでなく支出面（使い道）も考える必要があります。

4 受益者負担（使用料・手数料）の見直し状況

(1) 今年度以降の見直し概要

出典：企画課作成

No.	使用料・手数料	改定時期 ()は前回	主な改定内容	歳入増 見込額※	改定の考え方																																
1	保育料	H28. 4～ (18年度)	平均改定率20%UP (改定率は、所得と対象園児数により異なるもの)	約400万円	子ども子育て新制度に伴う国徴収基準額の見直しに伴うもので、平均改定率は20%であるが本町の利用者負担は国基準額に対し平均48%であり、これは、2市8町で最も低い水準である。																																
2	国民健康保険料	H28. 4～ (19年度)	保険料率（保険料は、所得や世帯構成により異なるもの） 医療費給付分 6.11%→7.01% 後期高齢者支援金分 1.76%→2.02% 介護納付分 1.58%→1.88%	約2,000万円	医療費は増高傾向にある一方で、加入者の減少などにより保険料収入は年々低下しているため、見直しを行なったもの。																																
3	町営入浴施設 使用料	H28. 7～ (20年度)	町内居住者料金の見直し (弥坂湯、宮城野温泉会館、やまなみ荘、仙石原公園いこいの家) 町内居住者 大人 150円→300円 町内居住者 60歳以上 50円→100円	約300万円	利用者負担の適正化、温泉を活用した町民の健康増進、運営経費の赤字削減の3点を考慮して見直しを行なったもの。																																
4	総合体育館 利用料金	H28. 9～ (一)	町外者料金の見直し メインアリーナ(全面) 6,000円/2h→5,000円/1h サブアリーナ 3,000円/2h→2,500円/1h	見込額なし (利用料金制度 に移行のため)	平成9年度の開館以降、見直しを行っていないため、利用実態等を勘案し、料金区分を2時間単位から1時間単位に見直すとともに町外者料金の改定を行なったもの。																																
5	ごみ処理手数料	H29. 4～ H30. 4～ (19年度)	環境センターごみ持込料金の対象・料金の見直し 対象 …燃えるごみの追加 料金 …料金改定と事業系指定袋の導入	H29年度 約0.8～1億円 H30年度～ 約1.5～2億円	ごみの減量化、資源化及び適正処理の更なる推進とともに受益者負担の適正化を図るため、「事業系一般廃棄物の収集体制の見直し」及び「環境センターごみ持込料金の改定」を行うもの。																																
			● 料金改定の概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">環境センター持込料金</th> <th colspan="3">事業系用指定袋価格</th> </tr> <tr> <th>燃せるごみ</th> <th>燃せるごみ以外のごみ</th> <th>45リットル</th> <th>70リットル</th> <th>90リットル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>無料</td> <td>10円/kg</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H29. 4. 1～H30. 3. 31</td> <td>10円/kg</td> <td>10円/kg</td> <td>90円/1枚</td> <td>140円/1枚</td> <td>180円/1枚</td> </tr> <tr> <td>H30. 4. 1～</td> <td>18円/kg</td> <td>18円/kg</td> <td>162円/1枚</td> <td>252円/1枚</td> <td>324円/1枚</td> </tr> <tr> <td>(参考)現行の町指定袋価格</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10.8円/1枚</td> <td>15.4円/1枚</td> <td>設定なし</td> </tr> </tbody> </table>	区分	環境センター持込料金		事業系用指定袋価格			燃せるごみ	燃せるごみ以外のごみ	45リットル	70リットル	90リットル	現行	無料	10円/kg	—	—	—	H29. 4. 1～H30. 3. 31	10円/kg	10円/kg	90円/1枚	140円/1枚	180円/1枚	H30. 4. 1～	18円/kg	18円/kg	162円/1枚	252円/1枚	324円/1枚	(参考)現行の町指定袋価格	—	—	10.8円/1枚	15.4円/1枚
区分	環境センター持込料金		事業系用指定袋価格																																		
	燃せるごみ	燃せるごみ以外のごみ	45リットル	70リットル	90リットル																																
現行	無料	10円/kg	—	—	—																																
H29. 4. 1～H30. 3. 31	10円/kg	10円/kg	90円/1枚	140円/1枚	180円/1枚																																
H30. 4. 1～	18円/kg	18円/kg	162円/1枚	252円/1枚	324円/1枚																																
(参考)現行の町指定袋価格	—	—	10.8円/1枚	15.4円/1枚	設定なし																																

※歳入増見込額は、28年度当初予算時の見込み等をもとに算出したもの。なお、ごみ処理手数料は、来年度以降改定のため、あくまでも現時点のごみ処理量をもとにした推計値であるもの。

4 受益者負担の状況

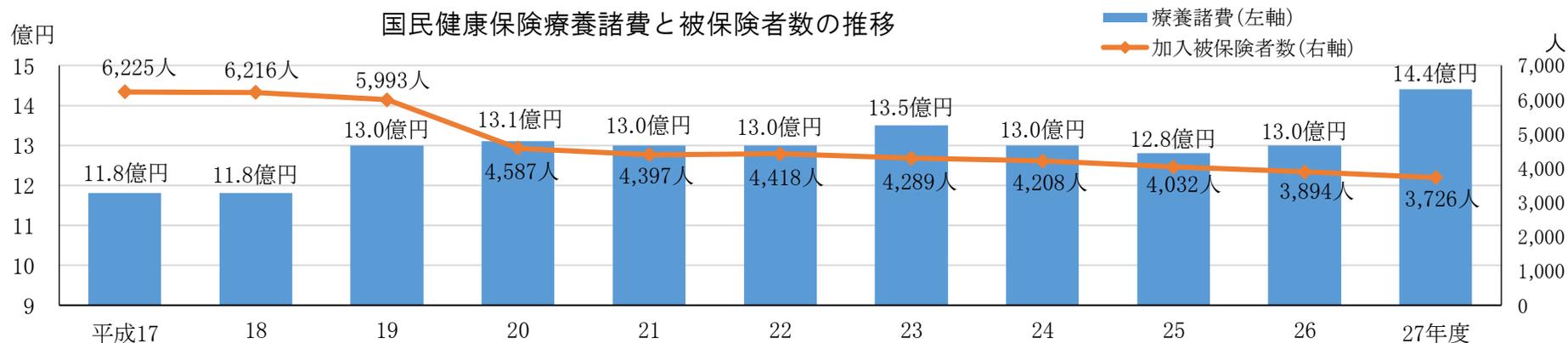
(2) 国民健康保険事業の推移

単位：億円・%

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
加入世帯	3,564	3,617	3,557	2,792	2,715	2,738	2,689	2,624	2,554	2,518	2,446
増減率(※)	0.1	1.5	▲1.7	▲21.5	▲2.8	0.8	▲1.8	▲2.4	▲2.7	▲1.4	▲2.9
加入被保険者数	6,225	6,216	5,993	4,587	4,397	4,418	4,289	4,208	4,032	3,894	3,726
増減率	▲1.6	▲0.1	▲3.6	▲23.5	▲4.1	0.5	▲2.9	▲1.9	▲4.2	▲3.4	▲4.3
保険料	5.4	5.5	6.0	4.9	5.0	4.7	4.6	4.4	4.2	4.0	3.8
増減率	1.4	3.0	9.0	▲18.5	1.4	▲6.5	▲1.8	▲4.8	▲3.4	▲4.8	▲4.9
療養諸費	11.8	11.8	13.0	13.1	13.0	13.0	13.5	13.0	12.8	13.0	14.4
増減率	7.3	0.5	10.1	0.8	▲1.1	0.1	3.7	▲3.3	▲1.8	1.7	10.9
保険者負担額	8.6	8.7	9.7	9.6	9.5	9.4	9.8	9.5	9.3	9.5	10.5
増減率	9.2	1.2	10.9	▲1.3	▲1.1	▲0.3	3.7	▲2.8	▲2.1	1.9	11.1

※増減率は、千円単位の数値をもとに計算している

出典：統計はこね・決算概要



● 国民健康保険事業の概要

- 平成20年度の後期高齢者医療制度の創設により、75歳以上の被保険者の後期高齢者医療制度への移行に伴い、被保険者数は年々減少傾向にある
- しかし一方で、高齢化や医療の高度化により医療費は増加傾向にあり、医療費増加の要因として、被保険者の高齢化に伴う医療機関の受診回数増加、医療技術の進歩による高度治療などが考えられる。
- 被保険者が減少する一方で、町が負担する保険給付費は国保会計歳出予算の6割以上を占めており、医療費抑制対策として、後発医薬品の推奨、特定健診等を実施している。

4 受益者負担（使用料・手数料）の見直し状況

(3) 受益者負担の適正化に向けた取組み

項目	内 容	
基本方針の策定	町民全体の負担の公平性の観点から使用料等について、利用者がどこまで負担すべきか、また、町民の皆さんに納めていただく税金でどこまで補うべきか、その負担割合がおおむね妥当なものとなるように考え方を明確にするため、今年度、「受益者負担の適正化に関する基本方針」を定めるもの。	
基本方針の対象	受益者負担とは、特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるものであるため、「使用料」、「手数料」を対象とするもの。	
3つの基本方針	受益と負担の公平化の観点から、町民の理解と納得を得られる合理的な料金設定とするため、次の3つの受益者負担適正化の基本方針とします。	
	基本方針	考え方
	① 受益者負担の原則	受益者から見ると、使用料や手数料は、当然、安価であればあるほど喜ばしいものですが、使用料や手数料（収入）が行政サービスを提供するための費用（支出）を下回る場合、不足分は町税等の公費で補うためサービスを利用しない方に負担を課すこととなり、最終的に、これは町民全体の負担となります。このため、行政サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を図るため、受益者負担の原則に基づいた見直しを定期的に行います。
	② 算定方法の明確化	町が受益者に応分の負担を求めるためには、使用料や手数料の算定根拠を明らかにし、町民に分かりやすく説明できるようにする必要があります。そこで、積算根拠の明確化に向け、原価のあり方や負担割合などについて基本的な考え方を示し、透明性を確保します。
③ 継続的な運営改善努力	行政サービスの提供を行う町においても、人件費や維持管理経費が使用料等の算定基礎となることから、効率的な施設運営などにより受益者の負担軽減を図るとともに理解が得られる料金設定を目指す必要があります。このため、行財政改革アクションプランなどに基づきコストを意識した業務の改善を行い、より安価な料金で行政サービスを提供できるような取り組みを継続して行います。また、収入増を図るため、利用者の増加策を積極的に検討・導入します。	
受益者負担の考え方	区分	受益者負担の基本的考え方
	使用料	統一的な方法で把握した原価対象経費を、施設の性質別負担率に応じて利用者と税で負担することとします。
	手数料	手数料については、住民票の写しや課税証明書等の発行手数料など「必要な町民等の求めに応じて行うサービス」の対価という性質から、原価算定対象経費の全額（100%）を受益者（申請者）の負担とします。